

令和4年7月21日
(令和4年8月18日更新)
(令和4年8月26日更新)
(令和4年9月29日更新)
(令和4年10月18日更新)

国 税 庁

不審なショートメッセージやメールにご注意ください

現在、国税庁をかたるショートメッセージ及びメールから国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。

国税庁（国税局、税務署を含む）では、ショートメッセージによる案内を送信しておりません。

また、国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨のショートメッセージやメールも送信しておりません。

不審なショートメッセージやメール、国税庁ホームページになりすましたサイト（送信元やリンク先アドレスの表記を装っている場合もあります。）にアクセスすると、被害を受けるおそれがありますので、アクセスしないようご注意ください。

また、支払い等に応じることがないようご注意ください。

国税庁ホームページアドレスは、<https://www.nta.go.jp> です。

国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

なお、国税庁からのメールによる案内は、以下の場合に限られます。心当たりのない方は、メールを開封せずに削除するなど、取り扱いには十分にご注意ください。

【国税庁からのメール案内】

- ・ 国税庁ホームページ新着情報の配信サービスの登録をされている場合
- ・ 国税庁メールマガジン配信サービスの登録をされている場合
- ・ e-Tax の利用にあたり、メールアドレスを登録されている場合

国税庁を装った不審なメールの実際の文面及び注意点などの詳細について、[e-Tax ホームページ](#)に掲載しておりますので、ご確認ください。

● [不審な電話や振り込め詐欺にご注意を](#)

「フィッシング対策協議会」のホームページに、国税庁をかたるフィッシング詐欺の事例や報告方法が掲載されております。

● [フィッシング対策協議会のウェブサイトはこちら（外部サイトへ）](#)

国税庁をかたった不審な ショートメッセージやメールに ご注意ください！

ショートメッセージやメールにより国税の納付を 求めることや差押えを予告することはありません

- ・ 国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールから、国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。
- ・ 国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨の案内を送信していません。

不審なメール等に記載された URL への アクセスや支払いなどしないようご注意ください

- ・ 不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページになりすましたサイトを発見した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスや支払いなどしないようご注意ください。
- ・ 国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

具体的な被害の相談については、最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口にお問い合わせください。



← 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口はこちら
<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

- ・ 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp>

